

飲食店・小売店・生活関連サービス等消費応援事業 (プレミアム付きクーポン券第2弾) 対象業種

〈飲食店〉

- ・ 山形県新型コロナ対策認証制度の認証を取得した飲食店であること。
※山形県新型コロナ対策認証制度に申請中の店舗も参加店への申込みは可能。
但し、プレミアム付きクーポン券の取扱いの開始は、認証の取得後とする。
- ・ 食堂、レストラン、専門料理店（ラーメン、そば、うどん、すし）、居酒屋、料亭、バー、スナック、喫茶店

〈小売店〉

- ・ 各種商品小売業（総合スーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ホームセンターは除く）
- ・ 織物・衣服・身の回り品小売業（呉服、服地、寝具）
- ・ 男子服、婦人服、子供服、靴・履物、その他身の回り小売業
- ・ 飲食料品小売業（各種食料品、野菜・果実、食肉、鮮魚、酒小売、菓子・パン、持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業、その他）
- ・ 機械器具小売業（自動車、自転車、その他）
- ・ その他小売業（家具、建具、畳小売、医薬品・化粧品、農耕用品、燃料小売業、書籍・文房具、スポーツ用品・玩具・楽器、写真機・時計・眼鏡）
- ・ 他に分類されない小売業

〈生活関連サービス業〉

- ・ 洗濯業（クリーニング業）
- ・ 理容業、美容業
- ・ その他の公衆浴場業（日帰り入浴施設、スーパー銭湯）
- ・ その他の洗濯・理容・美容・浴場業（エステティック業、リラクゼーション業※、ネイルサービス業に限る）
※療術業（あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所）の場合は、医療類似行為以外のもの。
- ・ 他に分類されないその他の生活関連サービス業（運転代行業、ペット美容室に限る）

〈専門・技術サービス業〉

- ・ 写真業

〈運輸業〉

- ・ 一般乗用旅客自動車運送業（ハイヤー業、タクシー業）

【注意】

- ・ 宿泊業の場合、宿泊施設内の小売店（土産店等）は対象業種から除く。
- ・ 宿泊業の場合、温泉旅館等が行う日帰り入浴は対象業種から除く。